

指名停止措置の概要

1 指名停止措置業者名

アメリカンエンジニアリングコーポレーション 宜野湾市大山7-11-47

代表者 ケネス マーク エクスタースティン

00-024146

(土木A、建築特A、電気A、管工事A、舗装A、とび・土木工事、鋼構造物工事、しゅんせつ工事、塗装工事、防水工事、内装仕上工事、機械器具設置工事、電気通信工事、建具工事、水道施設工事、消防施設工事、解体工事)

2 指名停止期間

令和8年9月4日 ～ 令和8年11月3日 (2か月)

3 指名停止措置の範囲

沖縄県が発注する全ての建設工事等(下請けを含む)

4 事実概要

アメリカンエンジニアリングコーポレーションは、過去3事業年度(令和5年1月1日から令和7年12月31日まで)において、主任技術者または監理技術者となり得る資格等(建設業法第7条第2号1、ロ及び同法第15条第2号ロの規定に基づく実務の経験を含む。)を持たない者を主任技術者または監理技術者として工事現場に設置していた。

このことが、建設業法第28条第1項第2号に該当するとして、沖縄総合事務局から令和8年6月20日から令和8年7月11日までの22日間営業停止処分を受けた。

5 指名停止措置理由

「沖縄県における工事等請負契約に係る指名停止等措置要領」第7条第1項に基づく別表第2第11号に該当する。

「沖縄県における工事等請負契約に係る指名停止等措置要領」

別表第2(抜粋)

措 置 要 件	期 間
(建設業法違反行為)	
11 県内において、建設業法(昭和24年法律第100号)の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき(次号に掲げる場合を除く。)	当該認定をした日から1か月以上9か月以内